入札参加資格審査申請書変更届について

１　変更届の提出時期

申請書提出後、令和 11 年３月 31 日までの間において、次の「２ 変更届が必要な事項」について該当する場合又は事業の一部若しくは事業の全部を廃止する場合は、入札参加資格審査申請書変更届を変更（廃止）後**すみやか**に提出してください。特別な事情により変更届を提出できない場合は、事前に愛南町企画財政課入札係へ連絡してください。

２　変更届が必要な事項

変更届は次の事項に変更又は更新が生じた場合、提出してください。

（１）本社の商号、名称、所在地、電話番号
（２）受任者の商号、名称、所在地、電話番号
（３）代表者の職名又は氏名（法人の場合）
（４）受任者の職名又は氏名（法人の場合）
（５）個人にあっては、その者の氏名
（６）競争入札に参加を希望する許可業種（建設工事のみ）
（７）登録業種内容（測量・建設コンサルタント等のみ）
（８）競争入札に参加を希望する営業品目、具体的な内容（物品等のみ）
（９）建設業許可の更新（建設工事のみ）
（10）実印又は使用印鑑に変更があった場合

３　提出方法

電子による申請。

４　変更届における注意事項

建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品等のうち２種類以上申請している場合は、変更内容が同じであっても、それぞれ変更届の申請を行ってください。その際、変更届他添付資料については同一のものを登録可能です。

会社又は法人の登記事項証明書に登記されている内容の変更については、変更年月日を登記日と記入してください。

※個人の方が法人に変更する場合は、**新規の申請**が必要となります。